

分担研究報告 資料1

成人期の発達障害診療専門拠点機関の機能の整備と
安定的な運営ガイドラインの作成のための研究

成人期発達障害診療専門拠点に関するガイドライン

昭和大学発達障害医療研究所

五十嵐美紀 横井英樹 水野健

今井美穂 太田晴久 加藤進昌

はじめに

子どもの障害と考えられていた発達障害(自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、以下 ASD、ADHD という)に対する支援は、ここ十数年で成人期に対する支援にも拡大してきている。

発達障害の社会的な認知の高まりとともに急増する受診者に対し、適切に対応できる人材育成と医療システムの構築が喫緊の課題となっている。

平成 30 年度より厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業、研究代表者：加藤進昌)の助成を受け、「成人期発達障害診療専門拠点に関するガイドライン」は作成された。診療専門拠点機関(以下、拠点機関)とは、発達障害の医療連携体制の拠点となる医療機関のことを指す。すでに認知症や依存症においては拠点機関を中心とした支援体制が構築されているが、発達障害に対する支援体制は未整備である。本ガイドラインでは、発達障害拠点機関に必要な機能について調査し、拠点機関モデルを構築し、それらの妥当性について検討を重ね、作成された。

本ガイドラインは、地域支援拠点のあるべき姿を提示し、具体的なモデル事業の内容も例示することによって、今後全国で整備されていく発達障害地域拠点の指針となるものである。拠点機関数が増えていくことによって、現在社会問題化している診察待ち時間の長期化、ひきこもり問題に対応できることが期待される。地域で発達障害診療を実践する人材の育成にもつながることを期待したい。

令和 2 年 3 月

公益財団法人神経研究所 理事長

昭和大学発達障害医療研究所 所長

加藤進昌

成人期の発達障害診療専門拠点機関の機能の整備と
安定的な運営ガイドラインの作成のための研究

成人期発達障害診療専門拠点に関するガイドライン

目次

1. 概要

1.1	ガイドライン名称	30
1.2	ガイドラインの特徴	30
1.3	ガイドライン作成の経緯	30
1.4	拠点ネットワーク	32
1.5	拠点機関の要件	33
1.6	ガイドライン活用方法	35

2. 診療・支援

2.1	成人期発達障害概念の変遷	38
2.2	診療機能	39
2.2.1	発達障害の診断	39
2.2.2	発達障害の支援・治療戦略	41
2.2.3	発達障害専門外来	43
2.2.4	カウンセリング	44
2.2.5	心理検査	47
2.2.6	発達障害専門デイケア・ショートケア	52
2.2.7	プログラムの拡充	59
2.2.8	生活支援	64
2.2.9	就労支援	66
2.3	家族支援	69
2.4	連携機能	73

3. 普及・教育

3.1	成人発達障害支援学会	78
3.2	内部研修	80

3.3	外部研修・普及	81
3.3.1	外来陪席	81
3.3.2	発達障害専門プログラム研修	82
3.3.3	発達障害専門プログラムの見学受け入れ	84
3.3.4	出張講座・出前支援（講師派遣事業）	87
3.4	調査、研究の実施	89
3.5	当事者・一般市民への普及	91

4. 全国の取組み事例集

4.1	地域での発達障害支援の取り組み－全国状況	97
4.1.1	成人発達障害支援の広がり	97
4.1.2	各地での取り組みの工夫	97
4.1.3	発達障害専門プログラム実施における課題	98
4.2	政令指定都市	99
4.2.1	医療法人社団心劇会 さっぽろ駅前クリニック	99
4.2.2	愛知県精神医療センター	102
4.2.3	岡山県精神科医療センター	104
4.2.4	医療法人社団飯盛会 倉光病院	107
4.3	中核市・特例市・特別区	109
4.3.1	公益財団法人神経研究所附属晴和病院	109
4.3.2	昭和大学附属烏山病院	111
4.3.3	筑波大学附属病院	113
4.4	中都市	115
4.4.1	滋賀県立精神医療センター	115
4.4.2	医療法人一灯の会 沖縄中央病院	118

作成者・協力者一覧	120
謝辞	123

1. 成人期発達障害診療専門拠点に関するガイドライン

概要

1. 成人期発達障害診療専門拠点に関するガイドライン

1.1 ガイドライン名称：

「成人期発達障害診療専門拠点に関するガイドライン」

1.2 ガイドラインの特徴

本ガイドラインは、成人期発達障害の支援に関して全国どこでも標準的な専門医療を提供することを目指した、拠点機関の支援や対応の在り方を示したものである。

拠点機関を発達障害支援における地域における中核病院とし、協力機関などとの連携を図り、支援の普及と質の向上を目指す。ガイドラインでは「拠点機関要件」を設定し、拠点機関はその要件を満たすこととする。協力機関は要件を満たすことが望ましい。

【本ガイドラインにおける用語】

- ・ **拠点機関**：「発達障害診療専門拠点機関」を指す。
拠点機関要件を満たし、成人期の発達障害者支援に関して域における中核的な機能を担う機関。
- ・ **協力機関**：「発達障害診療協力機関」を指す。
拠点機関と連携・協力関係にある医療機関で、各地域において発達障害支援を積極的に行い質の向上を目指す。
- ・ **全国拠点機関**：拠点機関に対して要件や活動に対する助言を行い、活動実績の取りまとめや全国会議を行う機関。
- ・ **成人発達障害支援学会**：成人発達障害支援研究会を前身とする。これまでに7回の年次大会や専門プログラム研修会を実施。拠点機関に対して助言・連携や講師派遣の依頼などを担う。

1.3 ガイドライン作成の経緯

ガイドラインは、（１）発達障害支援の実績を活かし、（２）アンケート調査、（３）東京都モデルの作成、（４）検討会議を経て、作成された（図 1.3 参照）。

（１）発達障害支援の実績

昭和大学発達障害医療研究所では、2008 年より発達障害専門外来とともに ASD に特化したデイケアを開設した。10 年余で計 6,000 名を越える患者を受け入れており、発達障害専門プログラムは全国の医療機関の協力を得て、全 20 回のパッケージ化、効果検証が行われ、診療報酬が算定できるようになった。プログラムの実践や成人発達障害支援研究会

(現・成人発達障害支援学会)によって、成人期発達障害支援のネットワークが構築された。

(2) アンケート調査

拠点機関に望む機能や支援ニーズを調査するために、医療機関、行政機関（発達障害者支援センター・精神保健福祉センター）、当事者・家族に対し、アンケート調査を実施した。当事者・本人の調査からは、さまざまな支援ニーズが寄せられ、発達障害専門プログラムは効果があるものの、多様なニーズには対応できていないことが示された。そこで発達障害専門プログラムを補完する付加プログラムの作成を行うこととした。

(3) 東京都拠点モデルの作成

上記調査とグループホームへのアンケート調査を元に、東京都における拠点機関モデルを作成した。

(4) 検討会議

2018年5月～2020年1月の間に全10回の全国の検討会議を実施し、延べ276名が参加した。東京都モデル、拠点機関の要件、児童思春期との連携などについて協議をした。

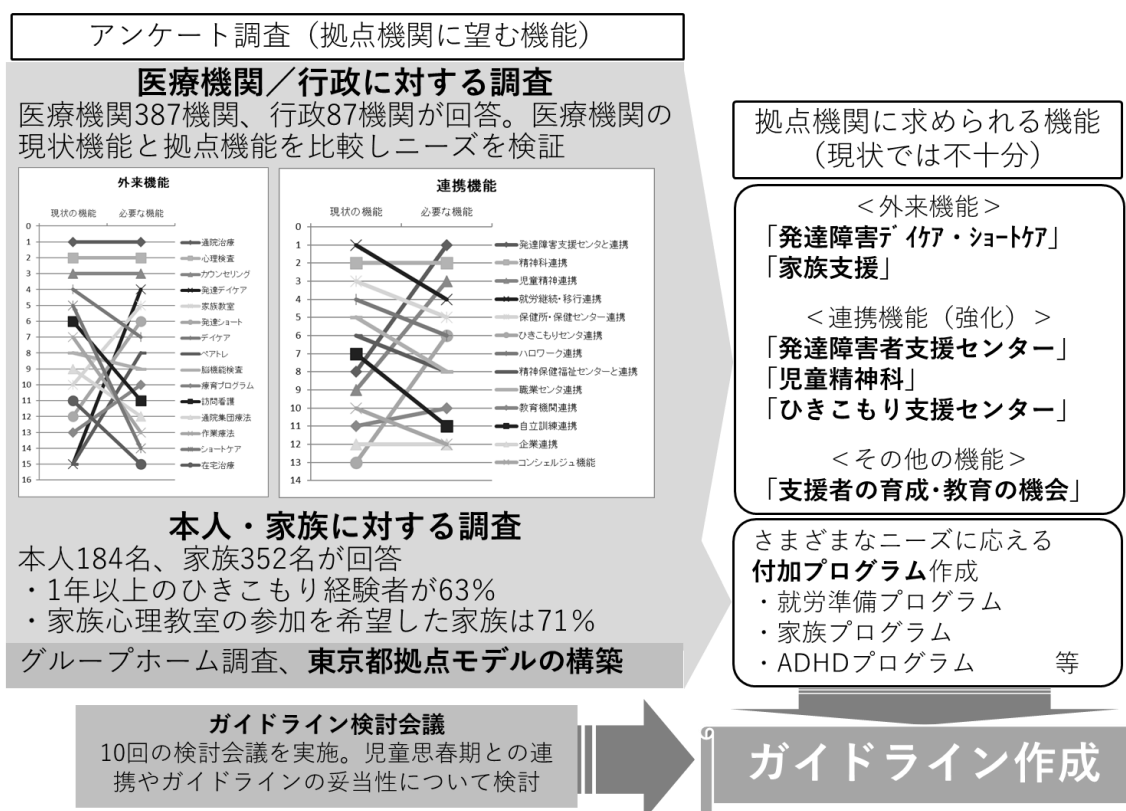


図 1.3 ガイドライン作成の経緯

1.4 拠点機関ネットワーク

拠点機関を中心とした連携の在り方を図 1.4 に示す。各地域の『拠点機関』は、全国拠点機関や成人発達障害支援学会の助言を受けながら、地域での発達障害支援の普及や質の向上を目指し、『協力機関』となる医療機関との連携を図る。具体的には、教育として講習会の実施や、外来陪席や発達障害専門プログラム見学の要請に応じることなどが挙げられる。その他、拠点機関は協力機関だけではなく、発達障害支援センター、地域ひきこもり支援センター、保健所、ハローワークなど発達障害支援に係わるさまざまな機関と連携を取り、ネットワークを構築していく。

東京都の例では、拠点機関を公益財団法人神経研究所附属晴和病院とし、協力機関を医療法人社団光生会平川病院、特定医療法人研精会稲城台病院としてネットワークを構築している。

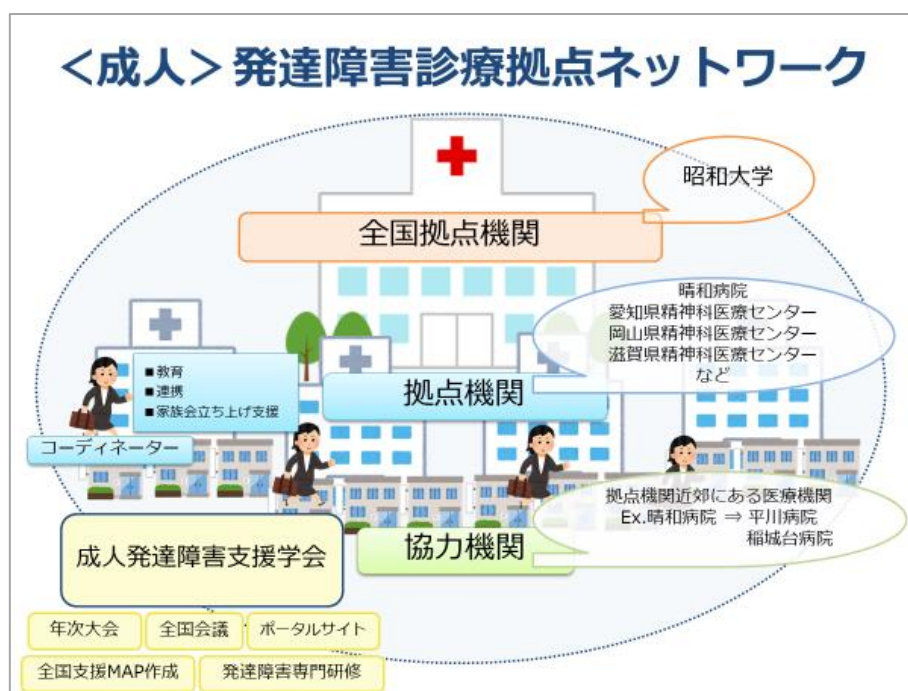


図 1.4 拠点機関ネットワーク

1.5 拠点機関の要件

発達障害診療専門拠点機関とは、成人期の発達障害者支援に関して全国どこでも標準的な専門医療を提供するための、地域における中核的な機能を担う機関である。以下に挙げる要件について、拠点機関は要件を満たしていることを前提とし、拠点機関と連携する地域の協力機関に対しては努力義務とすることを想定している。

(1) 成人期の発達障害（専門）外来を有していること（2.2.3 発達障害専門外来参照）

拠点機関としての最初の入り口である成人期発達障害を積極的に受け入れる外来があることが必要である。可能な限り一般精神科と区別した受診する者にわかりやすい仕組みであることが望ましい。

(2) 発達障害専門プログラムを実施する精神科デイケアまたは精神科ショートケアを有していること（2.2.6 発達障害専門デイケア・ショートケア参照）

成人期の発達障害診療においては、生物学的な治療である薬物療法が限定的にしか行えないこと、対人関係におけるコミュニケーション支援や社会参加への支援ニーズが多いことから、心理社会的支援が重要となる。デイケア等での集団療法において生活における困難さへの対処をディスカッション、共有することが重要であり、拠点機関としてそのような場を提供できることが必要である。

(3) 発達障害専門プログラム研修Ⅰ、Ⅱを受けた医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師が1名以上いること（3.3.2 発達障害専門プログラム研修参照）

成人期の発達障害支援は、診断、治療（薬物療法、心理社会的支援）とともに従来の精神科ノウハウだけでは不十分なことや、多様な支援手法についての質の担保が必要なことから、拠点機関のスタッフは成人発達障害支援学会が実施する研修会への参加が必要となる。協力機関についても研修を受けたスタッフがいることが望ましい。

(4) 発達障害に関する相談機関、医療機関、民間団体と連携して取り組み、継続的な連携が図られること（2.4 連携機能参照）

発達障害支援においては、医療、保健、福祉、教育、労働などさまざまな領域の関係機関と連携すること必要となる。現状の連携に関するアンケート結果からは、発達障害者支援センターや児童精神科との連携が不十分であることが明らかになっており、拠点機関としては地域の中心的な機関として、連携会議への参加や主催を積極的に行っていく。

(5) 情報シート(活動実績)の作成および全国会議への参加 (3.4 調査、研究の実施参照)

発達障害診療のさらなる普及や啓発活動として、成人発達障害支援学会のホームページ上において「支援機関リスト」の公開を行っている。拠点機関は外来やデイケアについてのより詳細な「情報シート」を掲載し、受け入れ状況や活動実績等を更新していく。年次大会時に開催される全国会議に参加し、情報交換や支援の在り方の検討を行うことが望ましい。

(6) 支援者への研修および地域への情報発信を行うこと (3.3 外来研修・普及、3.5 当事者・一般市民への普及参照)

拠点機関の重要な役割として、地域の発達障害診療の均霑化を推進する活動が求められる。発達障害に関わる各機関との連携を推進するだけでなく、地域の支援者への研修の受け入れや勉強会、地域会議の開催、さらに各種サービスを利用する当事者や家族、一般市民向けの公開講座や情報発信を積極的に行うことが求められる。

1.6 ガイドラインの活用方法

ガイドラインは、拠点機関の支援や対応の在り方を示したものである。①ガイドライン概要、②診療・支援（診療機能、生活支援、就労支援、家族支援、連携機能など）、③普及・教育（内部教育、外部研修・普及、調査・研究の実施など）、④全国の取り組み事例集で構成される。

拠点機関は発達障害支援を実施する際の指針としてガイドラインを活用する。拠点機関要件に示されている項目については、目次と該当頁の右上に記載されているので適宜確認する（図 1.6-1）。また拠点機関要件の項目の中には、A・B・C の記載がなされているものがある（図 1.6-2）。A は必須要件、B は準必須要件、C は努力要件として、階層分けがされている。拠点機関は A～C すべてを満たしていなくてはならない。

また、協力機関も支援の指針として本ガイドラインを参照して欲しい。協力機関は拠点機関要件の設置はされていないが、よりよい支援提供のために要件を満たすことを目指すことが望まれる。A・B・C の記載がされている項目については、A もしくは A～C のいずれかが満たされていることが望ましい。

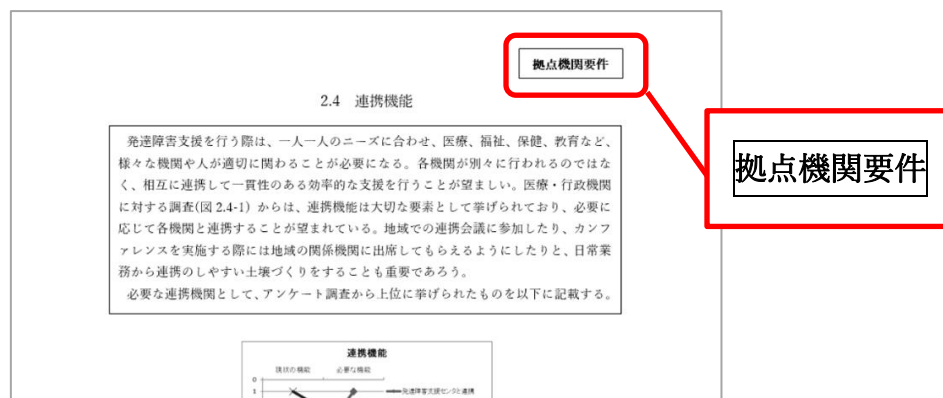


図 1.6-1 拠点要件該当項目

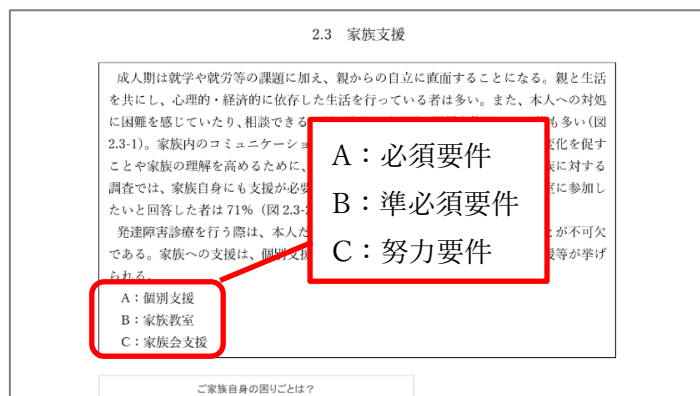


図 1.6-2 拠点要件の重み付け

